

平成 2 6 年 2 月 定例会

# 経 済 委 員 会 説 明 資 料

商 工 労 働 部

# 目 次

I	平成26年度商工労働部主要施策の概要	1
II	提出予定案件	
1	一般会計・特別会計予算	9
	(1) 歳入歳出予算	9
	ア 総括表	9
	イ 課別主要事項説明	11
	(2) 債務負担行為	37
2	その他議案等	38
	(1) 条例案	38
	ア 徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例	38
	イ 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	39
	ウ 徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	50

# I 平成26年度商工労働部主要施策の概要

## 1 強みを活かした成長産業の振興

### (1) クリエイティブ企業やクリエイターの創出・集積

#### ① 「クリエイティブ先進県とくしま」の推進

本県の強み（CATV世帯普及率全国1位）を最大限に活かし、スーパーハイビジョン（4K8K）をはじめとする映像やデザイン、ITC関連などのクリエイティブ産業の集積を図るとともに、次代を担うジュニア世代からの人材育成や県内ものづくり企業との連携など本県ならではの取組みを産学官が連携して推進する。

#### ② 企業におけるICT化の促進

ICTの利活用・高度技術の習得、経営管理やPRへの応用及び電子商取引による販路拡大への支援などを通じて、ICTを活用した県内中小企業の経営改善を効果的に促進する。

### (2) 「強いものづくり企業」の再生に向けた展開

#### ① 次世代分野への進出支援

世界最大級の「リチウムイオン電池」製造工場が立地する優位性や、新素材として注目される「炭素繊維強化プラスチック」加工技術など、本県産業の強みや県内ものづくり企業のポテンシャルを活かし、県内企業の新成長分野への進出を支援する。

#### ② 新商品・新技術の提案による販路拡大

県外企業の外注要望等の各種取引情報を収集・活用するとともに、新商品・新技術の提案を行う「ものづくり新技術展示商談会」の開催や関西広域連合における合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施により、本県産業発展の原動力である「ものづくり企業」の販路拡大を支援する。

#### ③ 技術課題解決への支援強化

工業技術センターが保有する資源（人材、技術、機器）を最大限に活かし、県内企業が抱える技術課題に積極的に対応するため、技術支援チームによる技術相談・指導、受託研究など技術的な支援を行うとともに、新技術・新素材を活用した効率的な製品開発を促進する共同研究や公募型研究開発事業への提案に向けた産学官連携による共同研究を実施する。

#### ④ 農商工連携の促進

本県の豊富で良質な農林畜水産物と中小企業が有する高いものづくり技術等が連携した、新商品・新技術開発や販路拡大等を積極的に支援するとともに、生産現場の生産性向上等の課題について、ものづくり企業との情報共有や課題解決に向けたマッチングを図り、農商工連携による新たな事業創出を促進する。

### (3) 「健康・医療クラスター」の形成加速化

① 大学等を核とした産学官連携による新産業の成長促進

健康医療産業の創出と糖尿病の克服に向けた取組みを推進するため、「徳島健康・医療クラスター構想」を更に高度化させるとともに、これまでの成果の普及拡大を図り、健康医療関連産業の成長を促進する。

(4) 「LEDバレイ構想」の推進

① 「LEDバレイ構想・ネクストステージ」の推進

「LEDバレイ構想」を着実に推進するため、「とくしま経済飛躍ファンド（LEDバレイ推進枠）」の積極的な活用等により、「ネクストステージ行動計画」に掲げる「開発・生産」、「ブランド化」、「販売」の3つの戦略分野において施策を総合的に推進し、本県の成長産業であるLED関連産業の集積・活性化を促進する。

② 「LEDトータルサポート拠点」の機能強化

LEDトータルサポート拠点である工業技術センターにおいて国際規格に基づく「LED測光試験所」の認定を取得するとともに、「全国屈指のLED製品性能評価体制」の更なる充実を図り、市場競争力の高い県産LED応用製品の開発を促進する。

(5) イノベーション創出支援の強化

① 「とくしま経済飛躍ファンド」による支援

「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」の強力な推進エンジンとして、125億円の「とくしま経済飛躍ファンド」を運用し、LEDをはじめ地域資源を活用した新製品開発などの先進的な取組みを支援するとともに、農商工連携による新たな事業創出を図るなど地域経済の活性化を促進する。

② 知的財産の創造・保護・活用

県内企業に対して、知的財産に関する無料法律相談や特許流通を促進するなど、知的財産の創造・保護・活用サイクルを大きく循環させることにより、イノベーション創出を支援する。

③ 科学技術の振興

「徳島県科学技術振興計画」に基づき、ヘルステクノロジー、LEDテクノロジー、ロボットテクノロジーなど戦略的推進分野を中心に、柔軟かつ計画的に科学技術振興施策を推進する。

2 本四高速共通料金制度を活かした戦略的展開

(1) 戦略的企業誘致の展開

① 「2つの光」を活用した関連企業の誘致

本県が全国に誇る「2つの光」であるLED企業の立地や光ブロードバンド環境を活かし、新たな支援制度を創設するなど、引き続き積極的な誘致活動を推進し、県内経済の活性化と雇用の創出に結びつける。

② 効果的な立地環境のPR

都市圏で開催する企業誘致フォーラムによるトップセールスや市町村等と連携したプロモーション活動などの実施により、本四高速への全国共通料金導入により飛躍的に向上する本県の立地環境を積極的にPRする。

③ ワンストップサービスによる立地企業の支援

相談窓口の一本化による各種手続きの迅速化や濁水による工業被害を軽減するための地下水送水設備運用など、工業用水安定化の各種施策を実施し、立地から操業、増設までワンストップサービスによる企業ニーズへのきめ細かな対応を図る。

④ 新商品・新技術の提案による販路拡大（再掲）

県外企業の外注要望等の各種取引情報を収集・活用するとともに、新商品・新技術の提案を行う「ものづくり新技術展示商談会」の開催や関西広域連合における合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施により、本県産業発展の原動力である「ものづくり企業」の販路拡大を支援する。

(2) 「おどる宝島！とくしま」観光戦略の推進

① 「徳島県観光振興基本計画」の推進

「もてなしの阿波とくしま観光基本条例」に基づき策定した「徳島県観光振興基本計画」の推進を図るため、官民一体となって「魅力あふれる観光地づくり」や「新たな観光旅行の開拓」など本県観光振興に向けた施策を戦略的かつ積極的に実施する。

② 「おどる宝島！とくしま」キャンペーンの展開

観光客や県内宿泊者数の増加に向け、本州四国連絡高速道路への「全国共通料金制度」の導入、四国八十八ヶ所霊場や国立・国定公園の周年記念などを契機として、「おどる宝島！パスポート」の内容充実や旅行プランの充実・発信強化などを図り、旅行エージェント向け商談会の開催や県外観光プロモーションの実施による観光キャンペーンを積極的に展開する。

③ コンベンション誘致の促進

県外から多くの参加者が見込まれるコンベンション主催者に対して、コンベンション開催経費や郷土芸能の招聘、アフターコンベンション等に対する助成に加え、大規模大会に対する会場使用料助成による積極的なコンベンション誘致を行うとともに、「観光モデルプラン」等の提供により、その誘致を促進する。

④ 「おもてなしの国とくしま」の魅力発信

ア スポーツやイベントを通じた魅力発信

本県の魅力や県民挙げての「おもてなしの心」を全国に情報発信できる「とくしまマラソン」について、第7回大会を開催するとともに、第8回となる次大会開催に向け準備を進める。

また、「徳島ヴォルティス」、「徳島インディゴソックス」両チームの集客力や情報発信力を活用した各種イベントの開催などを通じ、一層のにぎわいを創出するとともに、県外の企業・大学等のスポーツ合宿を誘致することにより、県内関係施設の活性化、合宿を通じた交流人口の増加を図る。

さらに、アニメを核としたにぎわいの創出を図るため、「マチ★アソビ」や「アニメ映画祭」の開催を支援する。

### イ 自然、文化など「とくしまの宝」の魅力発信

本県の豊かな自然や魅力的な伝統文化、ありのままの農山漁村での生活などを活かした体験型観光を推進するとともに、教育旅行等の誘致にねらいを定めた誘客活動を実施する。

また、「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」において、民間事業者等が連携・協働した広域的な事業を支援し、誘客・滞在型観光の促進を図る。

さらに、映画・テレビ等の県内ロケ撮影を誘致・支援することにより、本県の魅力を全国に発信する。

#### ⑤ 広域観光の推進

関西広域連合や瀬戸内ブランド推進連合、四国ツーリズム創造機構の一員として、他府県等と連携した広域観光の推進を図る。

#### ⑥ 交流拠点を活用したにぎわいづくりの推進

「徳島県立あすたむらんど」や「徳島県立産業観光交流センター」等について、指定管理者への適切な指導・監督を行うことにより、安全で快適な管理運営に努めるとともに、広く親しまれ、魅力あふれる施設となるよう創意工夫を凝らした事業の展開を図る。

### (3) とくしま県産品振興戦略の推進

#### ① 「食の宝島とくしま」戦略の推進

県産品の県内での消費拡大と都市圏での認知度向上・販売促進を目的として、見本市への一体的な出展等の施策に他部局とも連携して取り組むことにより、地域産業の活性化を促進する。

## 3 とくしまグローバル戦略の加速

### (1) 海外市場への更なる販路開拓の展開

#### ① グローバル戦略の推進

グローバルに展開する企業を育成し、県内経済の活性化につなげるため、東アジアのみならず、高い経済成長を続ける東南アジア市場における販路開拓等県内企業の海外展開を強力に支援する。

### (2) 外国人観光誘客の推進

#### ① 訪日観光誘客の促進

訪日観光の「追い風」を徳島に取り込むため、東アジア、東南アジア等での現地プロモーションと情報発信を強力に展開する。また、団体旅行だけでなく、個人旅行や、教育旅行、医療観光等さまざまな形態での誘客を図る。

#### ② 「おもてなしの国とくしま」づくり

本県の観光イメージの向上と観光客の周遊性・滞留性を高めるため、官民一体となり観光客の受入態勢の充実を図るとともに、外国語による観光情報の提供などを通じて、外国人観光客が安心して旅行できる環境づくりを推進する。

### (3) 国際人材の育成・交流

#### ① 国際戦略の推進

グローバル人材の育成や地域の国際化を図るため、ドイツ・ニーダーザクセン州をはじめとする海外との交流を関係機関との連携のもと、積極的に推進する。

#### ② 多文化共生の推進

県内在住の外国人が住みやすいまちづくり、国際社会に貢献できる環境づくりを目指し、県民が一体となって取り組む行動指針である「とくしま国際フレンドシップ憲章」の普及を図り、地域の国際化・活性化を図る。

## 4 頑張る企業への支援拡充

### (1) 経済変動に対応した中小企業経営支援

#### ① 「消費税増税対策」の推進

##### ア 地域の消費マインドの醸成と消費拡大

消費税増税に伴う、個人消費の停滞などによる景気の腰折れ懸念に実効性のある対策を講じるため、4月からの消費税増税に合わせて、商工団体が県下全域において実施する「プレミアム付き地域商品券」の発行事業を、市町村とともに支援し、県内での消費喚起による地域経済の活性化を図る。

##### イ 経営・金融両面からの一体的な支援

消費税増税など県内中小企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、中小企業向け融資制度において、「小口資金」などの融資枠拡大や融資条件の改正を行い、資金繰りの円滑化を図るとともに、専門家派遣による経営改善計画の策定支援や各種講座を実施することにより、県内中小企業・小規模事業者の経営安定に向けた経営・金融両面からの一体的な支援を行う。

##### ウ 勤労者の生活支援

消費税増税による影響が懸念される勤労者に対し、生活物資の購入等に要する生活資金の支援を行うため、「勤労者支援資金貸付金」の融資枠の拡大を行い、経済的負担の軽減を図る。

#### ② 経営・創業支援の強化

##### ア オンリーワン企業の育成支援

独自の技術やサービスによりオンリーワン企業として成長する意欲と可能性を有する県内企業に対し、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の策定を促進し、低利融資、販路開拓等の総合的な支援を行う。

##### イ 経営体質の強化

「徳島県経営品質賞」への申請を通じて、県内企業の経営革新を促進するとともに、企業の現場改善に優れた能力を持つ人材を「改善エキ

スパート」として認定し、能力の活用と向上を図り、経営革新の原点となる「現場力」の強化を促進する。

ウ 起業家の創出支援

創業を目指す者を対象としたセミナーの開催や、地域密着型の創業について事業計画の認定及び表彰を行い、経営アドバイスやオフィス提供等の支援を行うとともに、小学生から大学生までを対象とした講座等の開設により幅広い年代を通じた起業意識の啓発を図る。

エ 県外からのUターン者等の創業・就業支援

都市部からのUターン者等の創業及び就業を支援し、産業人材の確保を図るため、商業・サービス業及びものづくり産業の創業に必要な経営面・資金面等の支援を行う。

(2) 販路拡大支援の強化

① 「とくしま経済飛躍ファンド」による支援（再掲）

「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」の強力な推進エンジンとして、125億円の「とくしま経済飛躍ファンド」を運用し、LEDをはじめ地域資源を活用した新製品開発などの先進的な取組みを支援するとともに、農商工連携による新たな事業創出を図るなど地域経済の活性化を促進する。

② 新商品・新技術の提案による販路拡大（再掲）

県外企業の外注要望等の各種取引情報を収集・活用するとともに、新商品・新技術の提案を行う「ものづくり新技術展示商談会」の開催や関西広域連合における合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施により、本県産業発展の原動力である「ものづくり企業」の販路拡大を支援する。

③ 地域ブランドの育成

本県の代表的な地場産業である木工業や機械金属工業が取り組む新商品・新技術の開発や県内外で開催される展示商談会出展による販路拡大などを支援し、地場産業のブランド力を強化する。

④ お試し発注の取組み強化

頑張る中小企業や社会的課題に積極的に取り組む企業を応援するため、県が新商品を率先購入し、その有用性や品質を実証することにより、県内企業の販路拡大を強力に支援する。

⑤ 県内企業の受注機会の確保

県内企業への優先発注、県内産資材の優先使用等の推進を図る。

(3) 経済団体の活性化による企業支援強化

① 商工団体の企業支援機能の強化

徳島経済産業会館と中央テクノスクールによる「頑張る中小企業の総合的な応援拠点」により、県内企業の課題解決のための支援を行うとともに、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等が行う県内中小企業や小規模事業者等の課題・ニーズに即した事業活動を支援し、活発な事業展開を促進することにより、団体の企業支援機能の強化を図る。また、若手経営者や女性経営者の創造的な事業活動を支援する。



② 本県ゆかりの人材の活用

本県ゆかりの方々の参画による「とくしま経済飛躍サミット」を開催し、県内経済の飛躍に向けた気運醸成を図る。

③ 関西広域連合における広域産業振興の推進

関西広域連合において、関西が有する産業や人材等のポテンシャルを活用し、関西の産業競争力を強化することにより、県内企業の販路開拓や技術向上等を促進し、ひいては本県経済の飛躍を図る。

(4) 企業の防災・災害対策の新たな展開

① 企業防災の強化

県内企業の「事業継続計画（BCP）」策定を促進するため、産学官による一層の連携のもと、策定段階に応じた研修や指導によるきめ細やかな導入支援を図り、企業防災の取組みを推進する。

5 雇用の安心と人材の育成確保

(1) ICTを活かした「多様な働き方」徳島モデルの創出

① 多様な働き方の推進

育児や介護等による離職防止や働きやすい職場環境の整備のため、ICTを活用したテレワークをはじめとする多様な働き方を推進する。

(2) 女性の「働きたい」を支える・引き出す

① 女性の働きやすい職場環境づくりの推進

仕事と家庭の両立に取り組む企業等を認証・表彰するとともに、事業所内保育施設の整備や、「働く女性応援ネットワーク会議」により、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

また、ファミリー・サポート・センターを含めた「ファミリー・サポート・サービス」の全市町村整備を促進する。

(3) 障がい者の「働きたい」を支える・広げる

① 障がい者の雇用促進

労働局等関係機関と連携を図りながら、障がい者の職業能力開発に向けた訓練等を実施するとともに、事業主をはじめ広く県民の意識啓発を図り、障がい者の雇用促進に努める。

(4) 若者の「働きたい」をつなげる・高める

① 成長段階に応じた職業観の育成強化

成長段階に応じた「職業観の育成」を図るため、県立テクノスクールにおいて、小学生の職業疑似体験や中学生の訓練体験を実施する。

また、高校生を対象としたインターンシップを行うとともに、就職支援協定を締結した県外大学と連携し、U・Iターンセミナー等を実施する。

(5) 地域における雇用確保

① 労働相談・労働法制の周知啓発及び労務管理の適正化

労働問題に関する労使の相談に応じ、適切な助言指導を行うとともに、啓発情報誌の発行等により労働問題に関する正しい知識の普及を図り、労務管理の適正化を推進する。

② 雇用のトータルサポート

「とくしまジョブステーション」において、ワンストップでの就労支援や住宅確保の情報提供など生活面での支援を実施するとともに、「地域若者サポートステーション」において、専門家の個別相談等により若年無業者（ニート）等の自立を支援する。

また、シルバー人材センターの活性化により、働く意欲を持つ高齢者の就業機会の確保・提供を行う。

③ 緊急雇用対策

「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、失業者の就職支援や在職者の処遇改善を進め、地域経済の活性化を図る。

(6) 人材の育成確保

① 職業能力開発体制の充実

県立テクノスクールにおいて訓練生の育成を行うとともに、在職者訓練により技術向上への支援を行う。

また、雇用創出効果の高い情報通信関連分野をはじめ民間を活用した職業訓練を拡充するなど離職者に対する雇用支援を図るとともに、技能労働者の社会的・経済的地位の向上のため、技能検定制度を活用するなど技能振興に努める。

② 研修等による人材育成

地域経済飛躍の原動力となる人材を育成するため、とくしま経営塾「平成長久館」において、徳島経済産業会館・中央テクノスクールと連携し、県内企業者をはじめ県民に広く受講機会を提供するとともに、企業経営の専門家を「速効経営助っ人」として派遣し、企業の「強い組織づくり」を効率的に支援する。

## II 提出予定案件

### 1 一般会計・特別会計予算

#### (1) 歳入歳出予算

##### ア 総括表

##### 一般会計

(単位：千円)

区 分	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		財 源 内 訳							
			増 減 A-B	率(%) A/B×100	特 定 財 源				一 般 財 源			
					国 支 出 金	使 用 料	材 料	財 産 収 入		繰 入 金	諸 収 入	県 債
商 工 政 策 課	58,147,206	53,926,200	4,221,006	107.8					56,361,428	390,000		1,395,778
企 業 支 援 課	2,141,368	1,871,812	269,556	114.4	72,899	512	701	1,128,425	108,388			830,443
新 産 業 戦 略 課 工 業 技 術 セ ン タ ー	1,816,502	1,782,294	34,208	101.9		49,104	30	1,035,400	80,138			651,830
労 働 雇 用 課	5,272,015	5,631,836	△ 359,821	93.6	20,946		8,921	5,061,681	10,500			169,967
産 業 人 材 育 成 セ ン タ ー	1,018,724	1,043,220	△ 24,496	97.7	526,635	9,195	2,211		1,190			479,493
観 光 国 際 局	2,138,816	1,848,149	290,667	115.7	10,900	283,230	9,092	3,000	43,280			1,789,314
計	70,534,631	66,103,511	4,431,120	106.7	631,380	342,041	20,955	63,589,934	633,496			5,316,825

## 特別会計

(単位：千円)

区 分	会 計 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		財 源 内 訳							
				増 減 A-B	率(%) A/B×100	使 用 数	料 料	財 産 収 入	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	債 償	
商 工 政 策 課	中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 特 別 会 計	93,217,347	89,171,459	4,045,888	104.5				36,800,000			56,417,347	
	公 用 地 公 共 用 地 取 得 事 業 特 別 会 計	8,000	9,000	△ 1,000	88.9			8,000					
	計	93,225,347	89,180,459	4,044,888	104.5			8,000	36,800,000			56,417,347	
企 業 支 援 課	都 市 用 水 源 費 負 担 金 特 別 会 計	195,330	214,582	△ 19,252	91.0				194,455			875	
	中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 特 別 会 計	22,399,802	18,048,510	4,351,292	124.1				22,226,000			173,802	
	中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	521,315	1,039,157	△ 517,842	50.2					144,101		377,214	
	計	23,116,447	19,302,249	3,814,198	119.8				22,420,455	144,101		551,891	
新 産 業 戦 略 課 工 業 技 術 セ ン タ	中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 特 別 会 計	1,991,029	1,982,930	8,099	100.4	3,322		500	960,000			1,027,207	
労 働 雇 用 課	中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 特 別 会 計	5,772,034	3,768,152	2,003,882	153.2				2,064,000			3,708,034	
観 光 国 際 局	中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 特 別 会 計	29,050	24,600	4,450	118.1				11,100			17,950	
合 計		124,133,907	114,258,390	9,875,517	108.6	3,322		8,500	62,255,555	144,101		61,722,429	

イ 課別主要事項説明

商工政策課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
商 業 総 務 費	56,521,341	52,458,834	4,062,507	107.7	① 給 与 費 19人分 ( 157,432 ) ( 137,543 )	
					② 中小企業企画調査費 ( 137 ) ( 144 )	
					商工関係施策の総合的な企画、連絡調整及び周知等に要する経費	
					③ 商工行政連絡調整費 ( 6,300 ) ( 8,155 )	
					重点、重要施策の連絡調整等に要する経費	
商 業 振 興 費	1,220,384	1,056,866	163,518	115.5	ア 関西広域連合分賦金 1,116 925	
					④ 経済動向調査費 ( 372 ) ( 392 )	
					経済動向の把握、情報提供等に要する経費	
					⑤ 中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金 ( 56,357,100 ) ( 52,312,600 )	
					① 中小企業組織化指導費 ( 197 ) ( 207 )	
中小企業の組織化推進に要する経費						
② 小規模事業振興費 ( 1,220,187 ) ( 978,770 )						
ア ⑧地域産業活性化事業 1,036,668						
商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会の行う中小企業や小規模事業者等への経営支援等の事業に要する経費						
イ ⑨地域経済振興事業 160,000						
商工会連合会の行う商品券発行事業を支援し、地域経済の振興を図るための事業に要する経費						

(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
中 小 企 業 振 興 費	405,481	410,500	△ 5,019	98.8	① 新産業創出総合支援費 ( 405,481 ) ( 410,500 ) ア 頑張る中小企業応援体制構築事業 11,481 10,500 県内外の産業界で活躍する本県ゆかりの人材の積極的な 参画により頑張る中小企業を支援するための経費 イ 中小企業の総合的な応援拠点整備推進事業 394,000 400,000 経済団体による徳島経済産業会館の整備及び徳島経済セ ンターの解体に係る資金の貸付を行うための経費	
商 工 政 策 課 合 計	58,147,206	53,926,200	4,221,006	107.8		



## 企業支援課

## (ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
商 業 総 務 費	94,740	88,362	6,378	107.2	① 給 与 費 14人分	( 94,740 ) ( 88,362 )
商 業 振 興 費	1,952	2,115	△ 163	92.3	① 大規模小売店舗等対策指導費 ア 大規模小売店舗立地審議会の開催及び指導費 大店立地法に基づく指導及び審査に要する経費 イ 商店街ネットワーク団体活動事業 県商店街振興組合連合会等の事業に要する経費	( 1,952 ) ( 2,115 ) 1,152 1,215 800 900
中 小 企 業 指 導 費	101,525	119,795	△ 18,270	84.7	① 小規模事業者等支援費 小規模事業者への巡回相談及び研修に要する経費 ② 中小企業総合支援費 経営支援、創業支援等の中小企業支援を総合的に実施する ために要する経費 ア 経営支援事業費 イ 情報支援事業費 ウ 創業・新事業創出支援事業費 ③ 中小企業経営改善計画支援事業費 経営改善計画の策定支援等を行う専門家派遣等に要する経 費	( 1,850 ) ( 1,850 ) ( 93,675 ) ( 107,945 ) 23,463 26,759 67,906 72,553 2,306 8,633 ( 6,000 ) ( 10,000 )



(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
金 融 対 策 費	333,347	334,066	△ 719	99.8	① 金融あつ旋指導費 ( 272 ) 県内企業の金融の円滑化のため、金融機関等との調整、金融事情調査、資料収集のための経費 ② 中小企業金融円滑化推進費 ( 332,592 ) セーフティネット資金に対応する信用保証料の負担軽減を図るために要する経費 ③ 債権管理対策費 ( 200 ) 債権管理回収等に要する経費 ④ 貸金業者指導費 ( 283 ) 貸金業者の指導監督に要する経費	( 269 ) ( 333,257 ) ( 210 ) ( 330 )
工 鉱 業 総 務 費	72,625	69,235	3,390	104.9	① 給 与 費 8人分 ( 71,875 ) ② 工業振興総務費 ( 750 ) 工鉱業関係企業の指導・助言等に要する経費	( 68,425 ) ( 810 )
産 業 立 地 対 策 費	1,537,179	1,258,239	278,940	122.2	① 都市用水水源費負担金特別会計繰出金 ( 194,455 ) 早明浦ダム、正木ダム及び旧吉野川河口堰に係る工業用水の負担金 ② 立地指導対策費 ( 32,774 ) 企業誘致活動に要する経費 ③ 企業誘致対策費 ( 157,785 ) ア 特定地域企業立地資金貸付金 77,153 発電用施設の周辺地域に立地する企業に対し、金融機関との協調により融資を行うための経費 イ 企業立地促進資金貸付基金等積立金 77,854 金融機関からの償還金、運用益の積立	( 213,712 ) ( 33,851 ) ( 162,712 ) ( 80,723 ) ( 81,411 )

(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
					ウ ㊦とくしま情報通信関連産業パワーアップ事業 情報通信関連産業の集積を促進し、更なる雇用拡大及び 地域経済の活性化を図るための経費	2,300
					④ 電源立地地域対策事業費 発電用施設の周辺市町が行う施設整備に対する交付金等	( 71,049 ) ( 70,400 )
					⑤ 渇水対策費 ア 那賀川水系渇水調整制度負担金 那賀川水系渇水調整制度等の運用に要する負担金	( 30,116 ) ( 26,564 ) 15,000 15,000
					イ 地下水送水設備管理費 那賀川水系の渇水時に利水企業に地下水を供給する設備 の管理に要する経費	13,116 11,564
					⑥ 中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金	( 1,051,000 ) ( 751,000 )
企 業 支 援 課 合 計	2,141,368	1,871,812	269,556	114.4		

## (イ) 特別会計

(単位：千円)

会計名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘要	前年度 当初予算額
			増減 A-B	率(%) A/B×100		
都市費用負担金計 水源特別会	195,330	214,582	△ 19,252	91.0	① 早明浦ダム管理費負担金 ( 47,140 ) ( 47,861 ) 早明浦ダムの管理経費のうち工業用水の負担金 ② 正木ダム管理費負担金 ( 19,187 ) ( 39,563 ) 正木ダムの管理費の負担金等 ③ 旧吉野川河口堰管理費負担金 ( 129,003 ) ( 127,158 ) 旧吉野川河口堰の管理経費のうち工業用水の負担金	
中小企業・ 雇用対策事業計 特別会	22,399,802	18,048,510	4,351,292	124.1	① 中小企業振興資金貸付金 ( 21,095,000 ) ( 17,050,000 ) 県内中小企業者への各種低利融資制度に要する経費 ア セーフティネット資金 融資枠 84,000,000 イ 経済変動対策資金 融資枠 45,000,000 ウ 小口資金 融資枠 6,090,000 (融資枠計 204,347,000) ② 企業立地資金貸付金 ( 60,000 ) ( 60,000 ) 県内に立地する企業に対し、金融機関との協調により融資を行うための経費 ③ 工業用水使用合理化設備資金貸付金 ( 20,000 ) ( 20,000 ) 工業用水の使用合理化を進める企業に対し、金融機関との協調により融資を行うための経費 ④ 企業立地促進事業費 ( 801,000 ) ( 601,000 ) ア 企業立地促進事業費補助金 800,000 600,000 県内に立地する企業に対する助成 イ ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金 1,000 1,000 県外在住のクリエイティブ事業者等が県内過疎地域に開設する事業所等に対する助成 ⑤ 情報通信関連事業立地促進費 ( 250,000 ) ( 150,000 ) 県内に立地するコールセンター等に対する助成	

(単位：千円)

会計名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
					⑥ 中小企業金融円滑化推進費 ( 94,515 ) ( 96,227 ) 中小企業向け融資制度において、中小企業者が負担する信用保証料の一部補助に要する経費	
					⑦ 中小企業・雇用対策推進費 ( 79,287 ) ( 71,283 )	
					ア 創業促進・あったかビジネス支援事業 16,200 10,330 県内での創業者に対する各種支援に要する経費	
					イ オンリーワン・チャレンジ支援事業費 1,113 1,210 「オンリーワン企業」としての成長可能性を持つ企業の事業計画認定に要する経費	
					ウ ⑧とくしまクリエイティブ推進事業 17,000 クリエイティブ産業の集積、地域連携及び人材育成を図るための経費	
					エ 新商品お試し購入強化事業 10,000 10,000 頑張る中小企業や社会的課題に積極的に取り組む企業が製造する製品の販路拡大を支援するための経費	
					オ とくしま経営塾「平成長久館」パワーアップ事業 17,000 17,000 中小企業の人材育成のためのセミナー・研修の開催及び専門家派遣等に要する経費	
					カ 情報支援事業 13,019 13,019 ICTを活用したSOHO事業者の創出を促進するための経費	
					キ 経営品質パワーアップ事業 3,900 3,900 「徳島県経営品質賞」への申請を通じて、経営革新を促進するための経費	
					ク 平成藍大市あったかビジネス大賞事業 1,055 1,140 創業に関する事業計画及び成果の評価・顕彰を行うとともに販路開拓支援を行うための経費	

(単位：千円)

会 計 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金 計 特 別 会 計	521,315	1,039,157	△ 517,842	50.2	① 小規模企業者等設備資金貸付事業資金貸付金 ( 261,691 ) ( 264,598 ) 小規模事業者等を対象にした設備資金の貸付事業に要する経費	
					② 中小企業高度化資金貸付金 ( 259,624 ) ( 774,559 ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構と協調して行った高度化資金の償還に要する経費	
					ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金 175,861 524,789	
					イ 一般会計繰出金 83,763 249,770	
企 業 支 援 課 合 計	23,116,447	19,302,249	3,814,198	119.8		

## 新産業戦略課・工業技術センター

## (ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
工 鉱 業 総 務 費	519,609	488,947	30,662	106.3	① 給 与 費 63名分 ( 519,609 )	( 488,947 )
中 小 企 業 振 興 費	1,053,574	1,063,461	△ 9,887	99.1	① 地域産業総合振興対策費 ( 31,174 ) ( 30,461 ) ア 知的財産推進費 4,090 3,399 (ア) 知的創造サイクル支援事業 4,090 3,399 知的財産の創造、保護、活用を大きく循環させるため に要する経費 イ ものづくり産業「創造力」総合支援事業 27,084 27,062 (ア) ものづくり企業販路開拓総合支援事業 26,062 26,062 新商品・新技術の提案を行う展示商談会等、県内もの づくり企業のビジネスチャンスの創出を支援するために 要する経費 (イ) 関西広域連携技術力強化事業 1,022 1,000 県内企業に対する技術支援を強化するため、関西広域 連合の公設試連携を通じた共同研究や技術研修に要する 経費 ② 新産業創出総合支援費 ( 62,400 ) ( 55,000 ) ア 健康・医療産業創出事業 55,000 55,000 (ア) ⑧健康・医療クラスターステージアップ事業 55,000 55,000 健康医療産業の創出と糖尿病の克服に向けた取組みを を推進するため「徳島健康・医療クラスター構想」を更	

(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
					<p>に高度化させるとともに、これまでの成果の普及拡大を図り、健康医療関連産業の成長を促進するために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徳島県産学官連携推進費補助金 54,923</li> <li>・ 糖尿病克服県民会議等事務費 77</li> </ul> <p>(イ) ⑧「糖尿病サービスクラスター」形成モデル事業 「徳島健康・医療クラスター」で開発した新たな糖尿病検診サービスの普及定着等を図るために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徳島県産学官連携推進費補助金 7,400</li> </ul> <p>③ 中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金 ( 960,000 ) ( 960,000 )</p>	
銃砲火薬ガス等取締費	2,463	2,431	32	101.3	<p>① 電気事業指導監督費 ( 2,463 ) ( 2,431 ) 電気工事士免状の交付、電気工事業者の登録等に要する経費</p>	
計 量 検 定 費	10,370	9,054	1,316	114.5	<p>① 計量器検定費 ( 2,000 ) ( 2,228 ) 特定計量器の検定、基準器の検査等に要する経費</p> <p>② 計量取締費 ( 6,804 ) ( 5,547 ) 特定計量器の定期検査、立入検査等に要する経費</p> <p>③ 計量管理指導費 ( 1,566 ) ( 1,279 ) 計量知識の普及指導等に要する経費</p>	
工業技術センター費	230,486	218,401	12,085	105.5	<p>① センター運営費 ( 108,709 ) ( 93,521 ) 工業技術センターの施設管理・運営に要する経費</p> <p>② 試験研究費 ( 35,777 ) ( 34,880 ) 技術指導、依頼試験・依頼分析、機器の開放等を通じた、県内企業の支援に要する経費</p>	

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
					③ 特別研究費 ( 52,000 ) ( 52,000 ) 国等の外部資金を活用し、産学官の連携等により実施する 試験研究に要する経費	
					④ センター機械整備事業費 ( 24,000 ) ( 20,000 ) 試験研究の実施に必要な機械設備の整備に要する経費	
					⑤ 頑張る企業技術支援費 ( 10,000 ) ( 10,000 ) 企業等が抱える技術的課題を解決し、ものづくり技術の向 上を図るため、受託研究など技術的な支援に要する経費	
新産業戦略課 工業技術センター 合 計	1,816,502	1,782,294	34,208	101.9		



## (イ) 特別会計

(単位：千円)

会計名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
中 小 企 業 雇 用 対 策 事 業 特 別 会 計	1,991,029	1,982,930	8,099	100.4	① とくしま経済飛躍ファンド造成資金貸付金 ( 960,000 ) ( 960,000 )	( 960,000 )
					② 中小企業・雇用対策推進費 ( 71,029 ) ( 62,930 )	( 62,930 )
					ア LEDネクストステージ推進事業 15,308 15,219	15,219
					(ア) LEDネクストステージ推進事業 5,308 5,219	5,219
					「LEDバレイ構想」を着実に推進するため、「開発・生産」、「ブランド化」、「販売」の3つの戦略分野において施策を総合的に推進するとともに、「とくしま経済飛躍ファンド(LEDバレイ推進枠)」の円滑な運営を図るために要する経費	
					(イ) LED応用製品普及加速化事業 10,000 10,000	10,000
					県内企業が開発したLED応用製品を県が率先購入し、販売促進や信頼性の向上を図るために要する経費	
					イ LEDトータルサポート拠点機能強化事業 26,577 35,600	35,600
					工業技術センターの「LED測光試験所」としての機能の維持運営及び施設修繕等に要する経費	
					ウ 課題解決型農工ベストマッチ創出モデル事業 1,016 1,000	1,000
農林畜水産の現場が抱える生産性向上等の課題と本県機械金属関連企業のものづくり技術とのマッチングを図るために要する経費						
エ 地場産業総合サポート事業 9,031 9,031	9,031					
本県の代表的な地場産業である木工業や機械金属工業が取り組む、新商品・新技術の開発や販路開拓など、地域ブランド力の強化を支援するために要する経費						
オ 技術シーズ創出調査事業 8,000	8,000					
新商品・新技術の創出のため、県内企業との共同研究や公募型研究開発事業への提案に向けた産学官連携による共同研究に要する経費						

(単位：千円)

会 計 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
					カ ⑩次世代分野進出支援事業 1,500 本県産業の強みや県内ものづくり企業のポテンシャルを活かした「徳島ならではの」産業を創出するため、県内企業の新成長分野への進出を支援するために要する経費 キ ⑩新技術・素材製品開発ブレイクスルー事業 9,000 ものづくり新技術展示商談会における大企業の製品・技術ニーズに対応した「もう一押し」の技術改良を促進するため、県内ものづくり企業との課題解決型共同研究の実施に要する経費 ク 事務費 597 ③ 一般会計繰出金 ( 960,000 ) ( 960,000 )	
新 産 業 戦 略 課 工 業 技 術 セ ン タ ー 合 計	1,991,029	1,982,930	8,099	100.4		

労働雇用課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
労 政 総 務 費	5,172,956	5,526,319	△ 353,363	93.6	① 給 与 費 11人分 ( 86,669 ) ( 91,803 ) ② 一般労政費 ( 2,694 ) ( 3,073 ) 労働問題全般について相談に応じるとともに、労働関係法制等の周知・啓発に要する経費 ③ 労働調査費 ( 139 ) ( 143 ) 労働争議統計調査、労働組合調査等に要する経費 ④ 次世代育成支援対策費 ( 10,586 ) ( 11,435 ) 夜間(平日)及び休日における労働相談事業等に要する経費 ⑤ 緊急雇用創出臨時特別対策費 ( 1,379,868 ) ( 2,726,865 ) ア 緊急雇用創出事業 (ア) 県実施事業 1,062,672 1,929,811 (イ) 市町村補助事業 308,275 788,461 イ 緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金 8,921 8,593 ⑥ 中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金 ( 3,693,000 ) ( 2,693,000 )	
労 働 福 祉 費	20,400	23,900	△ 3,500	85.4	① 労働福祉団体等指導育成費 ( 20,400 ) ( 23,900 ) 勤労者の生活安定や福祉の向上を図るため、労働福祉団体の育成事業に要する経費	
雇 用 促 進 費	78,659	81,617	△ 2,958	96.4	① 県内就職対策費 ( 27,424 ) ( 27,682 ) 若年労働者等の県内就職対策に要する経費 ア とくしまジョブステーション運営費 17,121 17,200 総合的な雇用対策をワンストップで提供するとくしまジョブステーションの運営に要する経費	

(単位：千円)

目 名	26.年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
					イ 若年者すだち（単立ち）支援事業 県地域若者サポートステーションにおける若年無業者 （ニート）等の自立支援に要する経費	7,293 7,386
					ウ ステップbyステップ・キャリア形成支援事業 小学生から大学生まで各成長段階に応じた職業観の育成 に要する経費	1,100 1,000
					② 中高年齢失業者等雇用促進費 中高年齢失業者等の雇用促進及びシルバー人材センターの 運営補助に要する経費	( 51,235 ) ( 53,935 )
労 働 雇 用 課 合 計	5,272,015	5,631,836	△ 359,821	93.6		

## (イ) 特別会計

(単位：千円)

会計名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
中 小 企 業 雇 用 対 策 事 業 特 別 会 計	5,772,034	3,768,152	2,003,882	153.2	① 勤労者支援資金貸付金 ( 2,064,000 ) ( 1,064,000 )	
					ア 阿波っ子すくすくはぐくみ資金貸付金 650,000 650,000	
					2人以上の子育てを行う勤労者の教育資金及び育児休業中の生活資金等の低利融資に要する経費	
					イ 経済変動対策緊急生活資金貸付金 600,000 300,000	
					経済情勢による影響を受けた又は受ける勤労者の生活物資等の購入資金に係る低利融資に要する経費	
					ウ 勤労者住宅建設資金貸付金 726,000 26,000	
					勤労者の持家住宅の建設促進等を図るため、住宅購入等の資金に係る低利融資に要する経費	
					② 中小企業・雇用対策推進費 ( 15,034 ) ( 11,152 )	
					ア 障がい者雇用促進強化事業 942 1,000	
					企業における障がい者雇用の取組みをサポートするための経費	
イ 次世代育成支援のための職場環境整備事業 5,517 5,623						
一般事業主行動計画の策定等を支援し、働きやすい職場環境の整備に要する経費						
ウ ⑧働き輝く！とくしまづくり応援事業 4,500						
ファミリー・サポート・サービスの構築やワーク・ライフ・バランス推進等に要する経費						
エ 「働くパパママ」就業促進事業 1,555 1,700						
はぐくみ支援企業の認証・表彰等に要する経費						
③ 一般会計繰出金 ( 3,693,000 ) ( 2,693,000 )						
労働雇用課	5,772,034	3,768,152	2,003,882	153.2		
合 計						

## 産業人材育成センター

## (ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
職業訓練総務費	547,286	567,407	△ 20,121	96.5	① 給与費 47人分 ( 402,186 ) ( 420,329 ) ② 非常勤職業訓練指導員等設置費 ( 67,271 ) ( 67,086 ) 県立テクノスクールにおける非常勤職業訓練指導員等に要する経費 ③ 職業訓練計画及び指導費 ( 5,052 ) ( 5,437 ) 職業能力開発審議会の設置等に要する経費 ④ 職業能力開発校管理運営費 ( 39,815 ) ( 40,481 ) 県立テクノスクールの運営に要する経費 ⑤ 職業訓練指導員試験実施費 ( 131 ) ( 130 ) 職業訓練指導員試験に要する経費 ⑥ 事業内職業訓練強化対策費 ( 4,082 ) ( 4,282 ) 民間の認定職業訓練校の運営補助等に要する経費 ア 認定訓練助成事業費補助金 4,018 4,218 ⑦ 技能振興費 ( 28,749 ) ( 29,662 ) 技能尊重機運の醸成と技能労働者の社会的地位の向上に要する経費 ア 職業能力開発協会費補助金 27,473 28,473	
職業能力開発校費	30,886	31,893	△ 1,007	96.8	① 養成訓練費 ( 10,318 ) ( 11,318 ) 県立テクノスクールにおける新規学卒者等の職業訓練に要する経費 ② 向上訓練費 ( 377 ) ( 373 ) 県立テクノスクールにおける短期課程の職業訓練に要する経費	

(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
					③ 職業能力開発校整備事業費 ( 20,191 ) ( 20,202 ) 県立テクノスクールの施設整備や新たな産業人材の育成等に要する経費	
転 職 職 業 訓 練 費	440,552	443,920	△ 3,368	99.2	① 転職訓練費 ( 440,552 ) ( 443,920 ) 県立テクノスクールにおける離職者の職業訓練に要する経費 ア ⑧とくしま情報通信関連産業パワーアップ事業 1,500 情報通信関連産業に係る人材育成のための経費 イ 障がい者職業訓練事業 23,266 15,018 障がい者の職業訓練実施に要する経費 ウ ⑧民間を活用した委託訓練事業 360,915 離職者の職業訓練を実施し、早期の再就職の促進に要する経費	
産業人材育成センター 合 計	1,018,724	1,043,220	△ 24,496	97.7		

## 観光国際局

## (ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
一 般 管 理 費	110,125	112,598	△ 2,473	97.8	① 給 与 費 14人分 ( 110,125 )	( 112,598 )
国 際 交 流 費	98,819	93,792	5,027	105.4	① 国際交流費 ( 92,434 ) ア 地域国際化推進事業 ( 47,029 ) 国際化を推進するため、県民の国際交流・協力への関心 や理解を深める活動に要する経費 イ 外国青年招致事業 18,000 地域の国際化の推進を図るため、国際交流員の配置等に 要する経費 ウ ⑩国際人材育成・交流事業 8,000 グローバル人材の育成や地域の国際化を推進するため、 海外との交流促進等に要する経費 エ 外国人にやさしい徳島づくり推進事業 12,112 県内在住の外国人が住みやすい多文化共生のまちづくり を目指すため、情報提供の充実、支援体制整備等に要する 経費 オ とくしま国際戦略センター推進費 7,293 県内在住の外国人の生活利便性の向上等を図る「ワンス トップ情報受発信拠点」の運営に要する経費 ② 国際協力費 ( 6,385 ) 国際交流・協力ボランティア普及事業 6,385 官民協働の国際交流・協力活動を促進するため専門ボラン ティアの養成等に要する経費 ( 6,707 )	( 87,085 ) 40,914 18,118 12,053 7,500 6,707



(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
諸 費	24,429	25,276	△ 847	96.6	① 旅券事務処理費 旅券発給申請の受理審査及び旅券発給に要する経費	( 24,429 ) ( 25,276 )
商 業 総 務 費	99,504	94,047	5,457	105.8	① 給 与 費 11人分	( 99,504 ) ( 94,047 )
物産あつ旋所費	57,512	55,689	1,823	103.3	① 物産あつ旋費 ア 「とくしま県産品振興戦略」推進事業 県内での消費拡大と大都市圏での認知度向上を図るため、 市場調査や発信力強化に要する経費 イ ㊦「食の宝島とくしま」パワーアップ事業 県産品の更なる認知度の向上や販路拡大を促進するため、 ブランドの統一や商談会の開催に要する経費 ② 物産観光交流プラザ運営費 「物産観光交流プラザ」の運営に要する経費 ③ 徳島とくとくターミナル運営費 「徳島とくとくターミナル」の運営に要する経費	( 20,921 ) ( 20,080 ) 7,406 8,500 2,500 ( 15,937 ) ( 16,123 ) ( 20,654 ) ( 19,486 )
物産貿易振興費	11,141	13,242	△ 2,101	84.1	① 特産品振興費 魅力的で売れる県産品や意欲ある事業者の発掘、販売店舗 とのネットワークの構築等に要する経費 ② 伝統産業振興費 本県の伝統工芸品を県内外にアピールするための紹介・販 売等に要する経費 ③ 貿易関係団体助成費 独立行政法人日本貿易振興機構徳島貿易情報センターが実 施する貿易振興事業の支援に要する経費	( 1,501 ) ( 3,940 ) ( 1,240 ) ( 1,102 ) ( 8,400 ) ( 8,200 )

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
中小企業振興費	27,850	25,100	2,750	111.0	① 新産業創出総合支援費 ( 27,850 ) ( 25,100 ) ② 世界へ攻める！県内企業海外展開支援事業 東アジア・東南アジアにおいて県内企業が取り組む販路開拓支援及び上海事務所の運営等に要する経費 27,850	
観 光 費	1,340,278	1,071,513	268,765	125.1	① 給 与 費 33人分 ( 268,280 ) ( 263,310 ) ② 観光交流推進費 ( 273,021 ) ( 105,117 ) ア ③ いよいよ本番!! 「おどる宝島! とくしま」キャンペーン事業 観光誘客、宿泊促進を図るため、周遊パスポートの充実や旅行プランの発信強化等による観光キャンペーンの実施に要する経費 24,000 イ とくしまロケーション・ブランド発信事業 8,564 8,612 映像を通じて本県の魅力を全国に発信するため、映画やテレビ等の県内ロケの誘致・支援に要する経費 ウ 魅力あふれる「阿波とくしま」観光誘客促進事業 12,889 15,290 本県への観光誘客を促進するため、県内で開催されるイベントへの支援に要する経費 エ 体験型観光ステップアップ事業 1,133 1,500 体験型観光の先進地として、更なる飛躍を図るため、受入態勢の構築など、体験型観光のブランド化に要する経費 オ ④ とくしまアニメジャック事業 18,000 年間を通じたアニメを活用したにぎわいを創出するため、「マチ★アソビ」の充実や情報発信の強化に要する経費 カ ⑤ 徳島ヴォルティス J1昇格おもてなし事業 120,000 J1昇格に伴いスタジアム来場者が増加するため、シャトルバスの運行など、県内の受入態勢の整備に要する経費	

(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額	
			増 減 A-B	率 (%) A/B×100			
					キ ① J 1 サポーター観光誘客事業 徳島ヴォルティスの J 1 昇格を活かし、観光誘客、宿泊 促進を図るため、旅行商品の造成促進や情報発信等に要す る経費	20,000	
					ク 「スポーツ王国」立国事業 スポーツ施設及び宿泊施設の有効利用や交流人口の増加 を図るため、各施設と連携した受入促進に要する経費	8,195	7,292
					ケ エンジョイ☆プロスポーツ事業 プロスポーツチームの集客力や情報発信力の活用によ る経費	1,123	1,120
					コ とくしまマラソン支援事業 第7回大会となる「とくしまマラソン」の開催の支援に 要する経費	30,000	30,000
					サ もっともっと知りたいとくしま事業 本県観光の担い手の裾野拡大を図るため、観光講座や観 光達人を対象とする研修の実施に要する経費	7,261	7,092
					③ 観光施設管理運営費 「ふれあい公園(あすたむらんど)」や「産業観光交流セン ター」などの県立観光施設の運営等に要する経費	( 645,836 )	( 578,086 )
					④ 観光とくしま促進費 ア みんなでにぎわいづくり事業 交流人口の拡大を図るため、官民一体となった受入態 勢の充実に要する経費	( 69,190 )	( 56,190 )
					イ コンベンション誘致促進事業 交流人口の拡大を図るため、開催経費や大規模大会の会 場使用料への助成等により大会・会議の誘致促進に要する 経費	20,350	16,350

(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額	
			増 減 A-B	率 (%) A/B×100			
					ウ 広域滞在型観光整備推進事業 「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」において、民間事業者等が連携・協働して行う誘客や滞在促進事業の支援に要する経費	4,750	4,750
					エ 国際観光推進事業 外国語による観光情報の提供を通じた、外国人観光客の誘致促進や受入態勢の整備に要する経費	2,290	2,290
					オ ⑧攻めの訪日観光誘客推進事業 東アジア、東南アジア等からの外国人誘客を図るため、現地プロモーションや情報発信など誘致活動に要する経費	30,000	
					⑤ 阿波おどり振興費	( 22,772 )	( 22,711 )
					ア 阿波おどり活性化支援事業 徳島市の阿波おどりの開催支援に要する経費	10,772	10,711
					イ 春の阿波おどり支援事業 「春の阿波おどり」を核とした「はな・はる・フェスタ」の開催支援に要する経費	12,000	12,000
					⑥ 広域観光推進費 他府県等と連携した広域観光の推進に要する経費	( 59,338 )	( 44,053 )
					ア 四国ツーリズム創造機構負担金	35,000	35,000
					イ 関西広域連合分賦金	1,300	1,338
					ウ 瀬戸内ブランド推進連合負担金	6,130	5,508
					エ ⑧瀬戸内海国立公園指定80周年記念事業 国立公園指定80周年を契機として、関係県と連携し、瀬戸内の魅力の発信に要する経費	2,040	
					オ ⑧「怪フォーラム in とくしま (仮称)」開催事業 妖怪文化を活用した魅力発信等による地域活性化を図るため、フォーラムの開催に要する経費	13,000	

(単位：千円)

目 名	26 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
					⑦ 観光関係団体助成費 ( 1,841 ) ( 2,046 ) 県旅行業協会や日本観光協会が実施する事業への分担金等に要する経費 ア 県旅行業協会補助金 41 46 イ 日本観光協会分担金 850 850 ウ 観光資源活用推進費補助金 950 1,150	
子ども科学館費	369,158	356,892	12,266	103.4	① 子ども科学館管理運営費 ( 369,158 ) ( 356,892 ) 「子ども科学館(あすたむらんど)」の管理運営に要する経費	
観 光 国 際 局 合 計	2,138,816	1,848,149	290,667	115.7		

## (イ) 特別会計

(単位：千円)

会計名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 減 A-B	率(%) A/B×100		
中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 計 特 別 会 計	29,050	24,600	4,450	118.1	① 観光施設整備資金貸付金 ( 11,100 ) 民間事業者が行う観光施設整備に対する金融機関との協調 による融資に要する経費 ② 中小企業・雇用対策推進費 ( 17,950 ) ◎世界へ攻める！県内企業海外展開支援事業 17,950 東アジア・東南アジアにおいて県内企業が取り組む販路開 拓支援及び国際人材の育成支援に要する経費	( 11,600 ) ( 13,000 ) 13,000
観 光 国 際 局 合 計	29,050	24,600	4,450	118.1		

(2) 債務負担行為

ア 一般会計

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
商工政策課	公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約 (平成26年度事業分)	平成27年度	融資額36,800,000千円及び金利3%並びに延滞金及び違約金年10.95%の範囲内における損失補償				
新産業戦略課	公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約 (平成26年度事業分)	平成27年度	融資額960,000千円及び金利3%並びに延滞金及び違約金年10.95%の範囲内における損失補償				

イ 特別会計

(ア) 中小企業・雇用対策事業特別会計

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
企業支援課	企業立地促進事業に係る補助金交付指令 (平成26年度事業分)	自平成27年度 至平成34年度	2,000,000			2,000,000	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

ア 徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例（商工政策課）

#### (ア) 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、技能検定の実技試験の実施に係る手数料の額を改める必要がある。

#### (イ) 改正の概要

⑦ 技能検定の実技試験の実施に係る手数料の限度額を16,500円から17,900円に改めることとした。

徳島県商工労働関係手数料条例 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～27（略）	（略）	1～27（略）	（略）
28 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	イ 実技試験17,900円を超えない範囲内において規則で定める金額 ロ（略）	28 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	イ 実技試験16,500円を超えない範囲内において規則で定める金額 ロ（略）
29～37（略）	（略）	29～37（略）	（略）

#### (ウ) 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



イ 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（新産業戦略課）

(ア) 改正の理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。

(イ) 改正の概要

⑦ 次に掲げる使用料及び手数料の額又は限度額等を改めることとした。

a 徳島県立工業技術センターの使用料及び手数料の額又は限度額

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後			改正前				
別表第1（第9条関係）			別表第1（第9条関係）				
区分	単位	金額	区分	単位	金額		
講堂	午前	3,440円	講堂	午前	3,350円		
	午後	4,520円		午後	4,400円		
第1研修室	午前	850円	第1研修室	午前	830円		
	午後	1,180円		午後	1,150円		
第2研修室	午前	1,500円	第2研修室	午前	1,460円		
	午後	2,030円		午後	1,980円		
実習室	午前	2,680円	実習室	午前	2,610円		
	午後	3,660円		午後	3,560円		
起業家支援室	1室1月	43,200円	起業家支援室	1室1月	42,000円		
研究室	研究室1から研究室4まで	1室1月	29,410円	研究室	研究室1から研究室4まで	1室1月	28,600円
	研究室5及び研究室6	1室1月	30,340円		研究室5及び研究室6	1室1月	29,500円
	研究室7及び研究室9	1室1月	38,670円		研究室7及び研究室9	1室1月	37,600円

区 分	単 位	金 額
研究室 8	1月	40,210円
電波暗室	1時間	5,500円
対策室	1時間	1,280円
機械器具	1台1時間	10,950円 を超えない範囲 内において規則 で定める額

備考 (略)

別表第2 (第9条関係)

区 分	単 位	金 額
試験	1件等	46,130円 を超えない範囲 内において規則 で定める額
分析	1件1成分等	47,040円 を超えない範囲 内において規則 で定める額
鑑定	1試料等	1,540円を 超えない範囲内 において規則で 定める額
図案作成	1件	23,720円 を超えない範囲 内において規則 で定める額

区 分	単 位	金 額
研究室 8	1月	39,100円
電波暗室	1時間	5,350円
対策室	1時間	1,250円
機械器具	1台1時間	10,650円 を超えない範囲 内において規則 で定める額

備考 (略)

別表第2 (第9条関係)

区 分	単 位	金 額
試験	1件等	44,850円 を超えない範囲 内において規則 で定める額
分析	1件1成分等	45,740円 を超えない範囲 内において規則 で定める額
鑑定	1試料等	1,500円を 超えない範囲内 において規則で 定める額
図案作成	1件	23,070円 を超えない範囲 内において規則 で定める額

区 分	単 位	金 額
設計	自動設計機の 使用1時間	<u>4,700円</u>
技術情報の検索	作業1分	310円
技術情報の複写	1件	<u>1,300円</u>
成績書、鑑定書、証明書等の 再交付	1通	<u>410円</u>

備考 (略)

区 分	単 位	金 額
設計	自動設計機の 使用1時間	<u>4,570円</u>
技術情報の検索	作業1分	310円
技術情報の複写	1件	<u>1,270円</u>
成績書、鑑定書、証明書等の 再交付	1通	<u>400円</u>

備考 (略)

b 徳島県職業能力開発校の証明手数料及び徳島県立中央テクノスクールの使用料の額

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																										
<p>(入校試験手数料等) 第2条の3 (略) 2 修了証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとする者(訓練生を除く。)は、1通につき400円(期間が1年未満の訓練に係るものにあつては、<u>410円</u>)の証明手数料を納付しなければならない。 3・4 (略)</p>	<p>(入校試験手数料等) 第2条の3 (略) 2 修了証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとする者(訓練生を除く。)は、1通につき400円<u>の証明手数料を納付</u>しなければならない。 3・4 (略)</p>																										
<p>別表(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的ホール</td> <td>午前</td> <td><u>10,980円</u></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td><u>14,640円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">在職者訓練棟</td> <td>午前</td> <td><u>610円</u></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td><u>820円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	多目的ホール	午前	<u>10,980円</u>	午後	<u>14,640円</u>	在職者訓練棟	午前	<u>610円</u>	午後	<u>820円</u>	<p>別表(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的ホール</td> <td>午前</td> <td><u>10,680円</u></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td><u>14,240円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">在職者訓練棟</td> <td>午前</td> <td><u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td><u>800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	多目的ホール	午前	<u>10,680円</u>	午後	<u>14,240円</u>	在職者訓練棟	午前	<u>600円</u>	午後	<u>800円</u>
区 分	単 位	金 額																									
多目的ホール	午前	<u>10,980円</u>																									
	午後	<u>14,640円</u>																									
在職者訓練棟	午前	<u>610円</u>																									
	午後	<u>820円</u>																									
区 分	単 位	金 額																									
多目的ホール	午前	<u>10,680円</u>																									
	午後	<u>14,240円</u>																									
在職者訓練棟	午前	<u>600円</u>																									
	午後	<u>800円</u>																									
備考 (略)	備考 (略)																										

## c 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の利用料金の基準額

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1 (第8条関係)					別表第1 (第8条関係)				
区分		単位	基準額		区分		単位	基準額	
			個人	団体(20人以上をいう。)				個人	団体(20人以上をいう。)
児 生 一	童	1人1回	250円	200円	児 生 一	童	1人1回	250円	200円
	徒	1人1回	410円	320円		徒	1人1回	400円	320円
	般	1人1回	610円	490円		般	1人1回	600円	480円
備考 (略)					備考 (略)				

## d 徳島県立産業観光交流センターの使用料の額

徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後						改正前					
別表(第10条関係)						別表(第10条関係)					
区分			基本となる使用料		時間外使用料 (1時間につき)	区分			基本となる使用料		時間外使用料 (1時間につき)
			単位	金額					単位	金額	
多 目 的 ホ ール	展示会 又は見 本市に 利用す る場合	平日	午前又 は午後	178,250円	44,550円	多 目 的 ホ ール	展示会 又は見 本市に 利用す る場合	平日	午前又 は午後	173,300円	43,320円
		休日等	午前又 は午後	213,900円	53,470円			休日等	午前又 は午後	207,960円	51,990円

区 分			基本となる使用料		時間外使用料 (1時間につき)
			単位	金額	
興行に 利用する 場合	入場料の 最高額が千 円未満の 場合	平日	午前、 午後又は 夜間	108,000円	27,050円
		休日等	午前、 午後又は 夜間	129,480円	32,400円
	入場料の 最高額が千 円以上三 千円未満の 場合	平日	午前、 午後又は 夜間	162,000円	40,570円
		休日等	午前、 午後又は 夜間	194,500円	48,650円
	入場料の 最高額が三 千円以上 の場合	平日	午前、 午後又は 夜間	216,000円	54,000円
		休日等	午前、 午後又は 夜間	258,980円	64,800円
	大会、 会議、 アマチ ュアス ポーツ、 サークル 活動等に 利用する 場合	平日	午前又 は午後	80,730円	20,230円
		休日等	午前又 は午後	96,980円	24,320円

区 分			基本となる使用料		時間外使用料 (1時間につき)
			単位	金額	
興行に 利用する 場合	入場料の 最高額が千 円未満の 場合	平日	午前、 午後又は 夜間	105,000円	26,300円
		休日等	午前、 午後又は 夜間	125,890円	31,500円
	入場料の 最高額が千 円以上三 千円未満の 場合	平日	午前、 午後又は 夜間	157,500円	39,450円
		休日等	午前、 午後又は 夜間	189,100円	47,300円
	入場料の 最高額が三 千円以上 の場合	平日	午前、 午後又は 夜間	210,000円	52,500円
		休日等	午前、 午後又は 夜間	251,790円	63,000円
	大会、 会議、 アマチ ュアス ポーツ、 サークル 活動等に 利用する 場合	平日	午前又 は午後	78,490円	19,670円
		休日等	午前又 は午後	94,290円	23,650円

区 分	基本となる使用料		時間外使用料 (1時間につき)
	単位	金額	
特別会議室(1室につき)	午前、 午後又 は夜間	<u>17,820円</u>	<u>5,970円</u>
会議室(1室につき)	午前、 午後又 は夜間	<u>9,010円</u>	<u>3,030円</u>
特別室	1時間	<u>7,330円</u>	<u>7,330円</u>
控室	主催者控室	午前又 は午後	<u>830円</u> 200円
	第1控室及び第2控室 (1室につき)	午前又 は午後	<u>1,670円</u> <u>410円</u>
	第3控室及び第6控室 (1室につき)	午前又 は午後	300円      100円
	第4控室	午前又 は午後	<u>3,760円</u> <u>930円</u>
	第5控室	午前又 は午後	<u>1,980円</u> <u>510円</u>
多目的広場	1日	<u>32,500円</u>	<u>4,080円</u>
規則で定める用具	規則で定める額		

備考 (略)

区 分	基本となる使用料		時間外使用料 (1時間につき)
	単位	金額	
特別会議室(1室につき)	午前、 午後又 は夜間	<u>17,330円</u>	<u>5,810円</u>
会議室(1室につき)	午前、 午後又 は夜間	<u>8,760円</u>	<u>2,950円</u>
特別室	1時間	<u>7,130円</u>	<u>7,130円</u>
控室	主催者控室	午前又 は午後	<u>810円</u> 200円
	第1控室及び第2控室 (1室につき)	午前又 は午後	<u>1,630円</u> <u>400円</u>
	第3控室及び第6控室 (1室につき)	午前又 は午後	300円      100円
	第4控室	午前又 は午後	<u>3,660円</u> <u>910円</u>
	第5控室	午前又 は午後	<u>1,930円</u> <u>500円</u>
多目的広場	1日	<u>31,600円</u>	<u>3,970円</u>
規則で定める用具	規則で定める額		

備考 (略)

e 徳島県立美馬野外交流の郷の利用料金の基準額

徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
別表(第8条関係) その1 コテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト、広場サイト及びバーベキューテーブル				別表(第8条関係) その1 コテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト、広場サイト及びバーベキューテーブル			
区分	単位		基準額	区分	単位		基準額
コテージ	1棟	1日	12,340円に、利用者(学齢に達しない者を除く。以下この表及び備考第4項において同じ。)1人につき820円(小学校の児童及び中学校の生徒(以下この表及び備考第4項において「児童等」という。)にあつては、410円)を加算した額	コテージ	1棟	1日	12,000円に、利用者(学齢に達しない者を除く。以下この表及び備考第4項において同じ。)1人につき800円(小学校の児童及び中学校の生徒(以下この表及び備考第4項において「児童等」という。)にあつては、400円)を加算した額
区画サイト	1区画	1日	3,590円に、利用者1人につき820円(児童等にあつては、410円)を加算した額	区画サイト	1区画	1日	3,500円に、利用者1人につき800円(児童等にあつては、400円)を加算した額
キャンピングカーサイト	1区画	1日	6,170円に、利用者1人につき820円(児童等にあつては、410円)を加算した額	キャンピングカーサイト	1区画	1日	6,000円に、利用者1人につき800円(児童等にあつては、400円)を加算した額

区 分		単 位		基 準 額
広場サイト		1区画	1日	1,020円に、利用者1人につき820円（児童等にあつては、410円）を加算した額
バーベキューテール	コテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト及び広場サイトを利用しない場合	1台	4時間	770円に、利用者1人につき410円（児童等にあつては、200円）を加算した額
	コテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト又は広場サイトを利用する場合	1台	4時間	770円

## 備考

- 1・2 (略)
- 3 キャンピングカーサイトの1区画の2分の1を利用する場合におけるキャンピングカーサイトの基準額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるキャンピングカーサイトの基準額から3,080円を減じた額とする。
- 4 広場サイトを午前10時から午後4時までの間に限り利用する場合における広場サイトの基準額は、この表の規定にかかわらず、1区画につき、510円に、利用者1人につき410円（児童等にあつては、200円）を加算した額とする。

## その2 交流体験室、会議室及びミーティング室

区 分	単 位	基 準 額
交流体験室	1時間	1,020円

区 分		単 位		基 準 額
広場サイト		1区画	1日	1,000円に、利用者1人につき800円（児童等にあつては、400円）を加算した額
バーベキューテール	コテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト及び広場サイトを利用しない場合	1台	4時間	750円に、利用者1人につき400円（児童等にあつては、200円）を加算した額
	コテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト又は広場サイトを利用する場合	1台	4時間	750円

## 備考

- 1・2 (略)
- 3 キャンピングカーサイトの1区画の2分の1を利用する場合におけるキャンピングカーサイトの基準額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるキャンピングカーサイトの基準額から3,000円を減じた額とする。
- 4 広場サイトを午前10時から午後4時までの間に限り利用する場合における広場サイトの基準額は、この表の規定にかかわらず、1区画につき、500円に、利用者1人につき400円（児童等にあつては、200円）を加算した額とする。

## その2 交流体験室、会議室及びミーティング室

区 分	単 位	基 準 額
交流体験室	1時間	1,000円



区 分	単 位	基 準 額
会議室	1時間	510円
ミーティング室	1時間	510円

備考

- 1 (略)
- 2 次の各号に掲げる場合における交流体験室の基準額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表に定める交流体験室の基準額に乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。
- 1～3 (略)
- 3 ミーティング室の床面積の2分の1を利用する場合の基準額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるミーティング室の基準額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。
- 4 合宿のためコテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト又は広場サイトとともに会議室又はミーティング室を利用する場合においては、午後9時から翌日の午前9時までの間の利用に係る会議室及びミーティング室の基準額は、この表及び前項の規定にかかわらず、それぞれ1,020円とする。

その3～その5 (略)

区 分	単 位	基 準 額
会議室	1時間	500円
ミーティング室	1時間	500円

備考

- 1 (略)
- 2 次の各号に掲げる場合における交流体験室の基準額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表に定める交流体験室の基準額に乗じて得た額 \_\_\_\_\_ とする。
- 1～3 (略)
- 3 ミーティング室の床面積の2分の1を利用する場合の基準額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるミーティング室の基準額に100分の50を乗じて得た額 \_\_\_\_\_ とする。
- 4 合宿のためコテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト又は広場サイトとともに会議室又はミーティング室を利用する場合においては、午後9時から翌日の午前9時までの間の利用に係る会議室及びミーティング室の基準額は、この表及び前項の規定にかかわらず、それぞれ1,000円とする。

その3～その5 (略)

## f 徳島県立渦の道の利用料金の基準額

徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
区 分	単 位	基 準 額			区 分	単 位	基 準 額		
		個人	団体（20人以上をいう。）				個人	団体（20人以上をいう。）	
児 童 生 徒 一 般	1人1回	250円	200円		児 童 生 徒 一 般	1人1回	250円	200円	
	1人1回	410円	320円			1人1回	400円	320円	
	1人1回	<u>510円</u>	<u>410円</u>			1人1回	<u>500円</u>	<u>400円</u>	
備考（略）					備考（略）				

## g 徳島県立あすたむらんどの使用料の額

徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第7条、第10条関係）			別表第1（第7条、第10条関係）		
区 分	単 位	使用料の額	区 分	単 位	使用料の額
多目的ホール	午前	<u>1,280円</u>	多目的ホール	午前	<u>1,250円</u>
	午後	<u>1,790円</u>		午後	<u>1,750円</u>
イベント広場	1日	<u>2,360円</u>	イベント広場	1日	<u>2,300円</u>
備考 1 (略) 2 午前から午後まで引き続き利用する場合の多目的ホールの使用料の額は、 <u>3,070円</u> とする。 3 (略)			備考 1 (略) 2 午前から午後まで引き続き利用する場合の多目的ホールの使用料の額は、 <u>3,000円</u> とする。 3 (略)		

別表第2 (第10条関係)  
その1

区 分			単 位	使用料の額	
				個 人	団体(20人以上をいう。)
子ども 学科館	プラネ タリウ ム	児童及 び生徒	1人1回	200円	160円
		一般	1人1回	<u>510円</u>	<u>410円</u>
	常設展	児童及 び生徒	1人1回	200円	160円
		一般	1人1回	<u>510円</u>	<u>410円</u>
	企画展	児童及 び生徒	1人1回	知事はその都度定める額	
		一般	1人1回		
カレイドシア ター	児童及 び生徒	1人1回	100円	80円	
	一般	1人1回	300円	240円	

その2 (略)  
備考 (略)

別表第2 (第10条関係)  
その1

区 分			単 位	使用料の額	
				個 人	団体(20人以上をいう。)
子ども 学科館	プラネ タリウ ム	児童及 び生徒	1人1回	200円	160円
		一般	1人1回	<u>500円</u>	<u>400円</u>
	常設展	児童及 び生徒	1人1回	200円	160円
		一般	1人1回	<u>500円</u>	<u>400円</u>
	企画展	児童及 び生徒	1人1回	知事はその都度定める額	
		一般	1人1回		
カレイドシア ター	児童及 び生徒	1人1回	100円	80円	
	一般	1人1回	300円	240円	

その2 (略)  
備考 (略)

④ ⑦のa、b、d、及びgについて、所要の経過措置を講ずることとした。

(ウ) 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ウ 徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（労働雇用課）

## (7) 改正の理由

経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金について賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業等を実施するための所要の措置を講ずるとともに、失業者の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るための事業等を引き続き計画的に推進するため、当該基金の設置の期間を延長する等の必要がある。

## (4) 改正の概要

- ⑦ 徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金について賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業等を実施するための所要の措置を講ずることとした。
- ⑧ 徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置の期間を延長することとした。
- ⑨ 徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金について、国に返還する場合に処分することができることとした。

## 徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 失業者の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るための事業、求職者等を支援するための生活及び就労に関する総合的な相談を行う事業、求職中の低所得者等が雇用及び就業の機会の確保に向けて安心して生活することができるようにするための生活、就労、住宅等に関する支援等を行う事業、福祉及び介護に係る人材の確保を図るために実施する事業並びに賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業に要する経費に充てるため、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 失業者の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るための事業、求職者等を支援するための生活及び就労に関する総合的な相談を行う事業、求職中の低所得者等が雇用及び就業の機会の確保に向けて安心して生活することができるようにするための生活、就労、住宅等に関する支援を行う事業並びに福祉及び介護に係る人材の確保を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。</p>
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基金は第6条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。</p> <p>3 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>

(ウ) 施行期日  
この条例は、公布の日から施行する。